

山口県特定疾患治療研究事業事務取扱要領

第1 目的

山口県特定疾患治療研究事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10に基づき、特定疾患治療研究事業（以下「事業」という。）実施のための事務取扱を定め、事業の円滑な執行に資することを目的とする。

第2 事業の対象となる医療

事業の対象となる医療は、要綱第3及び第6に掲げる医療の範囲とする。

第3 治療研究の委託

この事業を実施しようとする要綱第5の1に掲げる医療機関（以下「医療機関」という。）は、申出書（様式第1号）を知事に提出するものとする。知事は、当該医療機関が事業を行うに相当と認めたときは、委託契約書（様式第2号）により契約を締結するものとする。

第4 治療研究の申請

受給者は、受給者証の有効期間満了後も引き続き医療の給付を受けようとするときは、特定疾患医療受給者証交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を付して、対象患者の住所地を管轄する健康福祉センター所長又は下関市立下関保健所長（以下「保健所長」という。）を経由して知事に提出するものとする。なお、知事は、必要に応じて医師の意見書（様式第4号）の提出を求めることができるものとする。

- (1) 臨床調査個人票（国が別に定める様式）
- (2) 本人の住民票の写し（対象疾患がスモンの場合を除く。）
- (3) 保険者からの所得区分（対象疾患がスモンの場合は、保険者からの所得区分及び市町からの課税状況）に関する情報提供に係る同意書（様式第24号。対象疾患がスモンの場合は様式第25号。いずれも過去に未提出の者のみ）
- (4) 被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し
- (5) 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を所持する者はそれらの写し
- (6) 次のいずれかに該当する対象患者は、それぞれ次に掲げる書類（(5)の書類を添付した者を除く。）

ア 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者であって、被保険者が市町村民税非課税の場合は、被保険者の市町村民税（非）課税証明書

イ 国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員及び組合員の世帯の被保険者全員の所得の状況及び市町村民税の課税状況を証明する書類

第5 治療研究の審査及び承認

1 治療研究の審査

知事は、受給者又はその保護者（以下「申請者」という。）から交付申請書を受理したときは、その内容の適否等について、必要に応じて山口県難病等審査協議会（以下「協議会」という。）の意見を徴するものとする。

2 治療研究の承認

知事は、協議会の意見及び国が別に定める認定基準に基づき、交付申請書の内容を適当と認めたときは、**㊦**特定疾患医療受給者証（様式第12号）を交付するものとする。

3 治療研究の不承認

知事は、交付申請書の内容を不相当と認めたときは、特定疾患医療受給者証交付不承認通知書（様式第14号）により申請者に通知するとともに、その旨を交付申請書に記載されている受療医療機関及び保健所長に通知するものとする。

第6 受給者証の提示

特定疾患医療受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受療医療機関に被保険者証等とともに受給者証を提示して医療の給付を受けるものとする。

第7 再交付申請

受給者は、紛失等により受給者証の再交付を受けようとするときは、特定疾患医療受給者証再交付申請書（様式第16号）を保健所長を経由して知事に提出するものとする。

第8 変更届及び返還届

1 変更届

受給者は、氏名、住所、医療保険の種別、被保険者証等の記号・番号その他申請内容に変更があったときは、特定疾患医療受給者証変更届出書（様式第17号）に受給者証を添付し、速やかに保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 返還届

受給者は、県外転出、治ゆ、死亡、有効期間満了等の事由により、対象患者としての資格がなくなったときは、特定疾患医療受給者証返還届出書（様式第18号）に受給者証を添付し、速やかに保健所長を経由して知事に提出するものとする。

第9 転帰報告

受療医療機関は、受給者に県外転出、治ゆ、中止、死亡等の事由が発生したときは、特定疾患医療受給者等転帰報告書（様式第19号）を速やかに知事に提出するものとする。

第10 受給者証の有効期間

更新の受給者証を交付するときの有効期間は、10月1日から翌年の9月30日まで（難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎及び重症多形滲出性紅斑（急性期）の患者については、現に交付を受けている受給者証の有効期間満了日の翌日から6カ月間）とする。ただし、有効期間満了後に交付申請書が提出されたときは、知事が提出が遅れたことについてやむを得ない事情があると認めた場合を除き、有効期間の始期は受理日とする。

第11 県外からの転入

既に受給者証を所持している者が、県外から転入し、引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、転入日の属する月の翌月末日までに、特定疾患医療受給者証変更届出書（様式第17号）に受給者証の写し、被保険者証等の写し及び住民票の写し（受給者の転入日が記載されているもの）を添付し、保健所長を経由して知事に提出するものとする。

なお、この場合の受給者証の有効期間は、転入日から既に交付されている受給者証の有効期間の終期までとする。

第12 公費負担医療費の請求及び支払

1 公費負担医療費の請求

(1) 医療機関が請求する場合

当該事業に係る医療費の請求は、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和51年厚生省令第36号）又は「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」（平成12年厚生省令第2

0号) によるものとする。

(2) 受給者又はその保護者が請求する場合

受給者又はその保護者がやむを得ない事情により自己負担金を支払って受療したときは、特定疾患医療費支給申請書(様式第20号。以下「支給申請書」という。)に特定疾患治療意見書(様式第21号)及び医療機関の発行した領収書(必要に応じて医療費内訳書(様式第23号)を添付)を添付し、保健所長を經由して知事に提出するものとする。この場合において、受療した医療機関が第2に掲げる委託契約を締結している医療機関であるときは、特定疾患治療意見書の提出を要しないが、委託契約を締結していない医療機関であるときは、その治療の内容が第2に掲げる事業の対象となる医療であることを確認するため、特定疾患治療意見書を添付するものとする。

2 公費負担医療費の支払

(1) 知事は、事業に係る医療費の審査及び支払に関する事務を山口県社会保険診療報酬支払基金及び山口県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(2) 知事は、支給申請書を受領したときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合には、速やかに受給者又はその保護者に公費負担額相当分を交付するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年 5月 1日から施行する。
- 2 この要領は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年10月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 6 この要領は、平成18年10月 1日から施行する。
- 7 この要領は、平成19年10月 1日から施行する。
- 8 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 9 この要領は、平成21年 7月 1日から施行する。
- 10 この要領は、平成21年10月30日から施行する。
- 11 この要領は、平成24年 7月 1日から施行する。
- 12 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 13 この要領は、令和 元年 5月 1日から施行する。
- 14 この要領は、令和 2年11月 1日から施行する。